

株式会社定款変更の手続

当社は家具の販売を目的として設立した株式会社ですが、このたび独自のブランドを立ち上げ、自社ブランドの家具の製造を始めることとしました。当社の定款や登記には会社の目的として「家具の販売」はありますが、「家具の製造」はありません。家具の製造を始めるにあたり法律上どのような手続を要するのでしょうか。

1. 定款とは

定款とは会社の商号、目的、機関設計などの会社の基本的な事項を定めるものであり、会社の憲法ともいうべきものです。株式会社では、その設立の際に発起人全員の同意のもと定款を作成する必要があります（会社法 26 条）、作成ののち公証人の認証を受けることとされています（同法 30 条）。会社法は 27 条以下に定款で定める必要のある事項および定めることができる事項について規定しています。たとえば、27 条は①目的②商号③本店の所在地④設立に際して出資される財産の価額又はその最低額⑤発起人の氏名又は名称及び住所を、37 条は発行可能株式総数について定款に定めなければならないとしています。これらの事項について定めを欠く定款は無効となり、このような事項を絶対的記載事項といいます。それ以外に、定款に規定しなくとも定款は無効とならないが、定款に定めることによって始めてその定める事項の効力が認められる事項もあります。会社法 28 条が定める現物出資、財産引受などがこれに当たり、これらを相対的記載事項といいます。さらに、定款外で定めて当事者を拘束する効力をもつ事項をあえて定款に記載することもでき（同法 29 条）、これを任意的記載事項といいます。あえて任意的記載事項を定款に定めることは、その後その事項を変更するのに後述するような厳格な定款変更手続を要するようにさせるという効果があります。

2. 定款と会社登記の関係

会社法 49 条は、株式会社はその本店の所在地において設立の登記をすることによって成立するとして、登記を株式会社の設立要件としています。株式会社の登記事項は会社法 911 条 3 項各号に規定されていますが、そのうちのいくつかは定款の絶対的記載事項や相対的記載事項と重複しています。具体的には、会社の目的（事業内容）、商号（会社名）、本店所在地（本店移転）、発行可能株式総数、取締役会や監査役の設置・廃止、株式の譲渡制限の設定・廃止・変更、株券発行の有無などです。

3. 定款変更手続

会社の目的は、その会社の事業の範囲を明らかにするものであり、定款に記載されるとともに登記により公示されます。会社は定款記載の目的の範囲内においてのみ権利能力が認められると解されており、定款記載の目的外の事業を新たに始める場合は定款の変更（追加）が必要となります。

定款変更には株主総会の決議を要し、この場合の決議要件は、特別決議として普

通決議よりも加重されています（同法 466 条、309 条 2 項 11 号）。普通決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数により決議しますが（同法 309 条 1 項）、特別決議の場合は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数による決議を要します。

株式会社の登記事項と関係のない事項の定款変更手続は、株主総会で定款変更の決議をし、その議事の内容と決議の結果を記載した議事録を作成するだけで終了し、設立時のような公証人による認証の手続は必要ありません。変更前の原始定款と定款変更の決議がなされた株主総会の議事録とを併せたものが変更後の定款となり、会社はこれを保管すれば足りますが、実際に保管・運用の便宜を考慮して、変更内容を反映した新たな定款の書面を作成しこれも併せて保管しておくことも有益でしょう。

定款変更の効力は株主総会において定款変更の決議がなされた時点で生じますが、その効力を第三者に対抗するには変更登記手続を経る必要があります。

4. 変更登記手続

株式会社の登記事項に当たる事項についての定款を変更した場合は、上記 3 の手続に加え法務局での変更登記手続が必要です。会社法 911 条 3 項各号の登記事項に変更が生じたときは、本店所在地において 2 週間以内に変更登記を申請しなければなりません（同法 915 条 1 項）。

この期限を徒過して変更登記申請を行ったとしても、申請自体は期間徒過を理由に却下されるようなことはなく、書類に不備がなければ変更登記がされます。もっとも、会社法は登記手続の懈怠を代表者個人に対する 100 万円以下の過料の対象としているので、期間を徒過しないよう注意し、株主総会の決議があった後はすみやかに議事録を作成し変更登記手続の申請をすべきです（同法 976 条 1 号）。

5. 本件の場合

当社は原始定款に規定されている目的および会社登記に記載された目的以外の事業を新たに始めるものですから、「会社の目的」の変更手続が必要となります。

まず、定時または臨時の株主総会を開催し、そこで会社の目的に家具の製造を加える定款変更の特別決議をしたうえでその議事録を作成し、原始定款と作成した議事録を併せて保管しておくことになります。

これと並行して、株主総会で会社の目的について定款変更の決議をしてから、本店所在地では 2 週間以内に当社の登記の目的の部分の変更登記手続をする必要があります。

仮に当社が定款変更の手続をしないまま目的外の事業を始めたとなると、会社は定款記載の目的の範囲外については権利能力が認められないことから、取引相手や株主との紛争の要因となることも考えられますので一連の手続を正しく履践しておくべきです。